

「くるみん」を2社認定！

- 「くるみん」認定企業60社は四国で最多 -

徳島労働局（局長 日根直樹）は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、株式会社シケン（小松島市）および四国建設コンサルタント株式会社（徳島市）の2社を認定しました。

令和2年9月28日、徳島労働局において、認定書交付式を行いました。

株式会社シケン（小松島市）

☆取組の概要☆

- 1 行動計画期間
平成27年4月1日～令和2年3月31日
- 2 行動計画の目標→取組結果
 - 【目標①】 短時間勤務制度の対象となる子の年齢を「3歳未満」から「小学校就学前」へ拡充する。
→ 令和2年2月27日、育児休業規定改訂。
 - 【目標②】 男性の育児参加を推進するため、育児休業制度の周知をする。
男性社員…期間内に1人以上取得すること。
→ 対象男性社員に直接口頭で呼びかけて周知した。
 - 【目標③】 配偶者が出産する際の父親の特別休暇取得率を80%以上にする。
→ 93.22%（配偶者出産者59人のうち特別休暇取得者55人）。
 - 【目標④】 所定外労働を削減するため、時短を促進する。
→ 社内通信にて、行動計画の周知と共に、社員に19時までの業務終了を目標として呼びかけた。
- 3 その他主な特例認定基準達成状況
 - 男性の育児休業取得状況（認定基準5）
配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が93.22%、かつ、育児休業等を取得した者が1人である。
 - 女性の育児休業取得状況（認定基準6）
計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率は100%である。
 - 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7）
小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げに関する制度を講じている。
 - 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9）
 - ・所定外労働の削減のための措置
全社配布の「経営指針書」にて所定外労働削減の目標と実績を明記し、削減に取り組んだ。
 - ・年次有給休暇の取得の促進のための措置
各部署で一覧表にして有給休暇取得状況を把握し、取得を促進している。



令和2年9月28日、認定書交付式にて。
写真：島代表取締役社長（左）と日根局長

四国建設コンサルタント株式会社（徳島市） <2回目>

☆取組の概要☆

- 1 行動計画期間
平成27年4月1日～令和2年3月31日
- 2 行動計画の目標→取組結果
 - 【目標①】 年次有給休暇の取得促進策として、マイホリデー（子の入学式、卒業式）における休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇の取得を呼びかける。
→ 社内メールにて年次有給休暇取得の呼びかけを行い、その結果、年次有給休暇の取得率が上昇した。
 - 【目標②】 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する。毎月第2・第4水曜日を完全ノー残業デーとする。
→ 毎月第2・第4水曜日を完全ノー残業デーとし、社内メールにてノー残業デーについて周知した。その後も社内メールにてノー残業デー促進を周知した。
 - 【目標③】 両立支援制度の利用状況、両立支援のための取り組みの成果等を把握し、改善点がないか検討する。
→ 安全衛生委員会にて育児休業取得状況を把握し、育児・介護休業規定の見直しを検討のうえ改訂を行った。
- 3 その他主な特例認定基準達成状況
 - 男性の育児休業取得状況（認定基準5）
計画期間中に配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が22.2%である。
 - 女性の育児休業取得状況（認定基準6）
計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率は100%である。
 - 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7）
小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務、時差出勤に関する制度を講じている。
 - 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9）
 - ・所定外労働の削減のための措置
毎月第2・第4水曜日の完全ノー残業デーを実施している。



令和2年9月28日、認定書交付式にて。
写真：天羽代表取締役社長（左）と日根局長